

広島市立新安佐市民病院（仮称）整備に係る地質調査その他業務 特記仕様書

I 業務概要

1 業務名

広島市立新安佐市民病院（仮称）整備に係る地質調査その他業務

2 業務の目的

本調査業務は、下記の業務場所の地質構成及び土質強度等を知ることにより、予定される構造物の基礎構造設計に関する基礎的な資料を得ることを目的とする。

3 業務場所

安佐北区亀山南一丁目

4 委託期間

契約締結の日から 90 日間

5 業務概要

当該業務に係る概要を以下に記載する。調査業務は次の 3 分野である。

1. 地質調査

2. 設計用模擬地震動の作成 ※1

3. 地下水水質調査

※1 設計用模擬地震動の作成は本委託の特に重要な部分となるので、これを再委託することはできない。

II 業務内容

1. 地質調査

(1) 目的と調査箇所および数量

本調査は、計画建物の基礎設計および耐震設計、並びに施工計画に必要な地盤データを得ることを目的とする。

地盤調査ボーリングは別図 1「調査位置図」に示す 9 箇所とする。調査数量を別表 1-01 および別表 1-02 に示す。

(2) 調査深度の条件

9 箇所のうち No. 6、No. 8 を除く 7 箇所は、計画建物の支持層となり得る $N \geq 30$

～50 の地盤を 5m 以上確認することとし、25m 程度を予定している。

また、No. 6 および No. 8 地点は、耐震設計時の工学的基盤となり得る $V_s \geq 400\text{m/s}$ の地盤（基盤岩）を 5m 以上確認するまでとし、調査深度 50m を予定している。

(3) 原位置試験

原位置試験のうち標準貫入試験を 1m 毎に実施する。標準貫入試験の打撃の上限は 60 回とする。

杭の水平抵抗力を求める上で必要な地盤の変形係数を原位置で計測する孔内水平載荷試験を実施する。

地下掘削が計画されているため、構造物の浮力の検討、掘削時の排水計画、必要に応じて盤ぶくれの有無等を検討するために、現場透水試験を実施する。同様に、地下水利用を考慮して、滞水層を対象として同試験を行う。

(4) 室内土質試験

軟弱な沖積粘性土層が分布する場合は、当層の強度・圧密特性を把握するために乱れの少ない試料を採取し、室内土質試験（物理、一軸、圧密）を行う。また、代表的な土層の物理試験を行い、土質の判定や透水性の評価等の資料とする。

液状化検討では、地下水位以下の砂質土層を対象として、粒度試験を基に建築基礎構造設計指針による地盤の液状化の簡易判定を行う（判定加速度 150、200、350gal）。

振動調査では、代表的な土層（粘性土～砂質土）を乱れの少ない試料として採取し、地震応答解析を行う際に必要となる地震波の増幅・減衰特性（地盤のせん断剛性率 G や減衰定数 h ）を求めるために振動三軸動的変形試験を行う。

(5) PS 検層・常時微動測定

地盤の動的解析を行うための資料として、地盤のせん断弾性波速度、地盤種別の判定（地盤の特性値 TG ）、増幅度特性などを把握するために PS 検層を行う。

同様に、調査地盤の振動特性を微動の測定結果（卓越周期）から推定し、建築基準法施工令に基づいて、地盤種別の判定を行うために地表面および地中において常時微動測定を行う。地表面における常時微動測定は、短周期（1 秒計）と長周期（5 秒計）について測定する。地中は、工学的基盤付近において短周期（1 秒計）を測定する。

(6) 採水用井戸作成

地下水調査における地下水の水質分析のために、調査ボーリング孔を利用して採水ができるように塩ビパイプを挿入し、井戸として仕上げる。採水対象および井戸作成地点と深度は次のとおりである。

- ① 地下水 A（自由地下水；No. 5 地点、深度 12m）
- ② 地下水 B（岩盤のレッカ水；No. 6 地点、深度 48m）

③ 排水（自由地下水；No.5 地点の別孔 No.5'、深度 5m）

(7) 調査工程表

調査に先立ち、工程表を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

(8) 現場管理

調査に際し、敷地並びに付近の保安等に関して十分な管理を行い、災害等の防止措置を行うこと。

(9) 調査中の変更

予定深度に達する前に、上部と著しく地層に差異を認めた場合及び予定深度に達するも、上部の地層の変化がない場合には、直ちに監督員に報告し、深度の変更を求めるものとする。なお、必要な報告は、その都度行うものとする。

(10) 検測（尺）

ボーリングが予定深度に達した場合は、監督員に報告し、孔毎に検測を受けなければならない。

(11) 機器の撤去

調査機器類の現地撤去は、監督員の承諾なくして撤去してはならない。

(12) 調査地点並びに標準地盤の決定

調査地点並びに標準地盤の設定は、監督員の指示により決定する。

(13) 調査範囲

「別表 1」による地質調査業務表の丸印のもの及び別紙設計書による。

(14) 仕様

1) ボーリング

ア) 位置

ボーリングの位置は、別図 1 により正確に設定する。現地の状況により設定困難な場合は監督員に報告し、指示により位置を変更する。なお、指定の位置を基準点として、それぞれの位置について高低を測定し明記する。

イ) 深度

別図 1 で指示する深さとする。

ウ) 工法

- ・ロータリー式コアボーリング機を使用し、原則として地下水面まで無水掘進とする（孔径 66 mm～86 mm）。
- ・現場透水試験を行う場合は、その深度まで監督員が指示する孔径のものを使用する。
- ・孔内水平載荷試験を行う場合は、特に監督員の指示のない限り、地質調査ボーリング孔を使用するものとする。
- ・ボーリング途上において水位が認められた場合は、正確にその深さを測定

し、調査終了までに孔口を保護し、毎日の作業前及び終了時に孔内水位を記録する。

- ・常水面としては、上記孔内水位、付近井戸の水位、及び地域的、季節的の水位変動等を総合的に判断して決定する。

2) 標準貫入試験

ア) 回数

ボーリング孔を利用して 1.0m 毎、かつ地層の異なる毎に標準貫入試験を行う。

転石等に当たった場合は、監督員に報告し指示を受ける。

イ) 工法

- ・試験器の規格及び試験方法は、JIS・A・1219（土の標準貫入試験方法）による。ただし、試験用重垂は半自動落下装置による自由落下方式とする。
- ・採取した土質試料の一部は、「土の標準網ふるい 74 μ m 通過質量試験方法による（簡易粒度試験）」を行う。

3) 土質試験

A) 物理試験

図示の指示個数について、下記の試験を行う。

- ・土粒子の密度試験 (JISA1202)
- ・含水量試験 (JISA1203)
- ・粒度分析試験 (JISA1204)
- ・液性限界・塑性限界試験 (JISA1205)
- ・土の湿潤密度試験 (JISA1225)

ア) 個数

2 m 毎、かつ地層の変わる毎に採取する。試験箇所は特記による。

イ) 工法

コアチューブを用いて送水せずに採取する。なお、標準貫入試験の試料を使用しても差し支えない（同一土質の場合は省略してよい）。

B) 力学試験

図示の指示個数について、下記の試験を行う。

- ・一軸圧縮試験 (JISA1216)
- ・三軸圧縮試験〈CD 条件〉 (JGS-0524-2000)
- ・圧密試験 (JISA1217)

ア) 試験方法

試料の調整は JIS1201 による。試験方法は日本工業規格による。

イ) 試験所は監督員の承諾を得た施設とし、試験結果については試験担当者の署

名印を付すこと。

ウ) 個数・深度

個数及び深度は、別表 1-02 のとおりとする。

エ) 工法

工法は下記による。

- ・ サンプラーはステンレス製あるいは真鍮製とし、内径 75 mm以上、肉厚 12 mm以下、長さは 750 mm以上とする。
- ・ サンプラー挿入前には、必ずマッドヘイラーを用いて、孔底のスライムを十分に排除する。
- ・ サンプラーは静かに孔底に降ろし、そのまま回転させず、一定速度をもって地中に押込む。
- ・ 土中の圧入長さはサンプラー長さを超えてはならない。
- ・ 採取した試料は、その長さを計り、サンプラー挿入長さに対するパーセントの試料を復元化として記録する。
- ・ サンプラー両端を約 2~3 cm削り取り、パラフィンにて密封し、所定のキャップをかぶせる。

オ) 輸送

採取した試料は箱詰めとし、スポンジ、ウレタン、木屑等で十分間隙を充填する。輸送は努めて慎重に行い、打撃、振動、熱変化等の影響しないよう十分に注意し、速やかに試験室に送ること。

4) 現場透水試験

ア) 位置、孔径

ボーリング孔を利用するものとし、位置、深度及び孔径は、別表 1-02 を参照すること。

イ) 工法

透水係数を求めるため、地下水面下に達する単一孔から水を汲み出し、孔内の回復を測定して算式により求める方法を採用する。

5) 孔内水平載荷試験

杭の水平抵抗について検討をするため、ボーリング孔内水平載荷試験を行い、地盤の変形係数を求める。

ア) 位置及び深度

位置及び深度は別表 1-02 を参照すること。

イ) 工法

特に監督員の指示のない限り、通常地質調査ボーリング孔を利用し、必要な孔径で試験を行うこと。

ウ) 試験方法

地盤工学会編「地盤調査の方法と解説」によるものとする。なお、地盤の変形係数を算出のうえ、別表に示す報告書にて報告する。

(15) 調査、考察並びに提出試料

別表1の地質調査業務表(丸印)について、別表2、別表3、別表4の資料を取りそろえ、監督員に提出する。

2. 設計用模擬地震動の作成

(1) 目的

計画建築物の設計用入力地震動を作成すること。

(2) 地盤構造および基盤の設定

- ・地質調査結果および文献調査により、調査地の地震基盤から地表までの速度構造を推定し、工学的基盤面を設定する。
- ・速度構造から地盤の周期特性について考察する。

(3) 調査地の地震環境の把握

- ・調査地周辺の過去の被害地震や活断層を文献調査し、地震環境を考察する。
- ・自治体の想定地震被害調査などが整備されている場合は参照し、地震波の作成に考慮する。

(4) 解放工学的基盤面における告示波および上下動の作成

- ・平成12年建告第1461号に規定される解放工学的基盤面における告示波を作成する。位相は、Hachinohe-NS (234秒)、JMAKobe-NS、乱数を用いる。
- ・上下動は上下動／水平動スペクトル比を用いて、告示「極めて稀に発生する地震動」相当の波形を作成する。位相はHachinohe-UD (234秒)、JMAKobe-UD、乱数を用いる。

(5) 解放工学的基盤面におけるサイト波および長周期地震動の作成

- ・地震環境から想定される地震（海溝型、内陸直下および活断層）を考慮した断層モデルを設定し、翠川・小林の方法等により影響度の最も高いものを選定する。
- ・サイト波の作成は、詳細な震源断層パラメータを用い、ハイブリッド法等の手法を用いて作成する（水平動及び上下動）。
- ・南海トラフ沿いの地震を想定して、長周期地震動を作成する。作成方法は、国土交通省(2016)「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策について」に準ずる。

(6) 地震応答解析による基礎床付け面の波形の作成

- ・適切な地震応答解析の手法を用いて、告示波（極めて稀に発生する地震動、稀に発生する地震動）とサイト波、長周期地震動、上下動の基礎床付け面の時刻歴波形を作成する。
- ・時刻歴波形は所定のフォーマットに変換して提出する。

3. 地下水水質調査

(1) 目的

業務場所の水質調査を実施し、有害物資による汚染の有無、地下水利用計画を行いうえでの水質分析や揚水量を把握すること。

(2) 対象地下水と採水時期

① 地下水（3地点）

ア) 業務場所の井戸のうち、発注者が指定する2地点の水質を対象とする（採水は5月と6月の2回）。

イ) 業務場所周辺の地下水のうち、発注者が指定する1地点の水質を対象とする（採水は5月と6月の2回）。

② 排水（1地点）

排出される水質を対象とする（採水は5月の1回）。

③ ダイオキシン類

ア) 業務場所の井戸のうち、発注者が指定する2地点の水質を対象とする（採水は5月と6月の2回）。

イ) 業務場所周辺の地下水のうち、発注者が指定する1地点の水質を対象とする（採水は5月と6月の2回）。

ウ) 排出される水質を対象とする（採水は5月の1回）。

エ) 底質は太田川河口付近の地点を対象とする（採水は6月の1回）。

(3) 分析検体数量

①地下水：3地点×2回（計6検体）

②排水：1地点×1回（計1検体）

③ダイオキシン類（地下水）：3地点×2回（計6検体）

④ダイオキシン類（排水）：1地点×1回（計1検体）

⑤ダイオキシン類（底質）：1地点×1回（計1検体）

(4) 水質分析項目

ア) 地下水

①健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル-水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロベン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサ

②その他

pH、気温、水温、色相、臭気、透視度、電気伝導率、毎分当たりの揚水量、建築物衛生法に基づく水質検査（51項目）

イ) 排水

①生活環境項目

pH、SS、n-ヘキサン抽出物資

②健康項目

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、アルキル-水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサン

③その他

気温、水温、色相、臭気、透視度、電気伝導率

ウ) ダイオキシン類

①対象物資

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンソフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの異性体ごとの分析を実施し、毒性等価換算値を求める。

(5) 水質分析基準

ア) 地下水

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)」に定める方法。

イ) 排水

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)」に定める方法。

ウ) ダイオキシン類(地下水及び排水)

「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法(JISK0312)」に定める方法。

エ) ダイオキシン類(底質)

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成21年環境省水・大気環境局水環境課)」に定める方法。

(6) 精度管理

測定結果の信頼性を確保するため、環境省の「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成22年3月31日改訂）」及び、3の5)に示した測定法に準じて、精度管理を実施するものとする。

(7) 報告事項

受注者は、委託業務終了後、下記の事項について取りまとめた報告書2部及び電子データを速やかに発注者に提出する。

- ①地下水調査結果
- ②排水調査結果
- ③ダイオキシン類調査結果（実測濃度、毒性等量）
- ④測定結果の濃度計量証明（MLAP）
- ⑤精度管理報告書
- ⑥採水状況の写真
- ⑦採水地点図
- ⑧その他必要事項

IV 業務の実施条件等

- (1) この仕様書に特記のないものは、「地質・土質調査業務共通仕様書（機構版）」による。
- (2) 提出する柱状図の土質名は、地盤工学会「地盤調査の方法と解説」、日本統一土質分類によるものとする。
- (3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則すべて広島市立病院機構（以下「本機構」という。）に帰属するものとし、本機構の承諾なく、他に公表、提供、貸与、使用等してはならない。
- (4) 受注者は、本業務において知り得た情報について、本機構の許可なく第三者に流布することのないようにすること。
- (5) 本業務に必要な分析等の資材、器具、消耗品等は、すべて受注者の負担とする。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、本機構及び受注者が双方協議のうえ定めるものとする。

別表 1

地質調査業務（項目）表

調査範囲	調査種別	特記事項
○	現地調査	ボーリング地点、BM決定の調査
○	ボーリング	(詳細は別表 1-01、1-02 による)
○	標準貫入試験	(詳細は別表 1-01、1-02 による)

別表 2

報告 1

調査資料	提出資料種別	数 量
○	地質予備調査資料	2
○	調査計画資料	2
○	地盤柱状図資料	2
○	標準貫入試験値資料	2

別表 3

報告 2

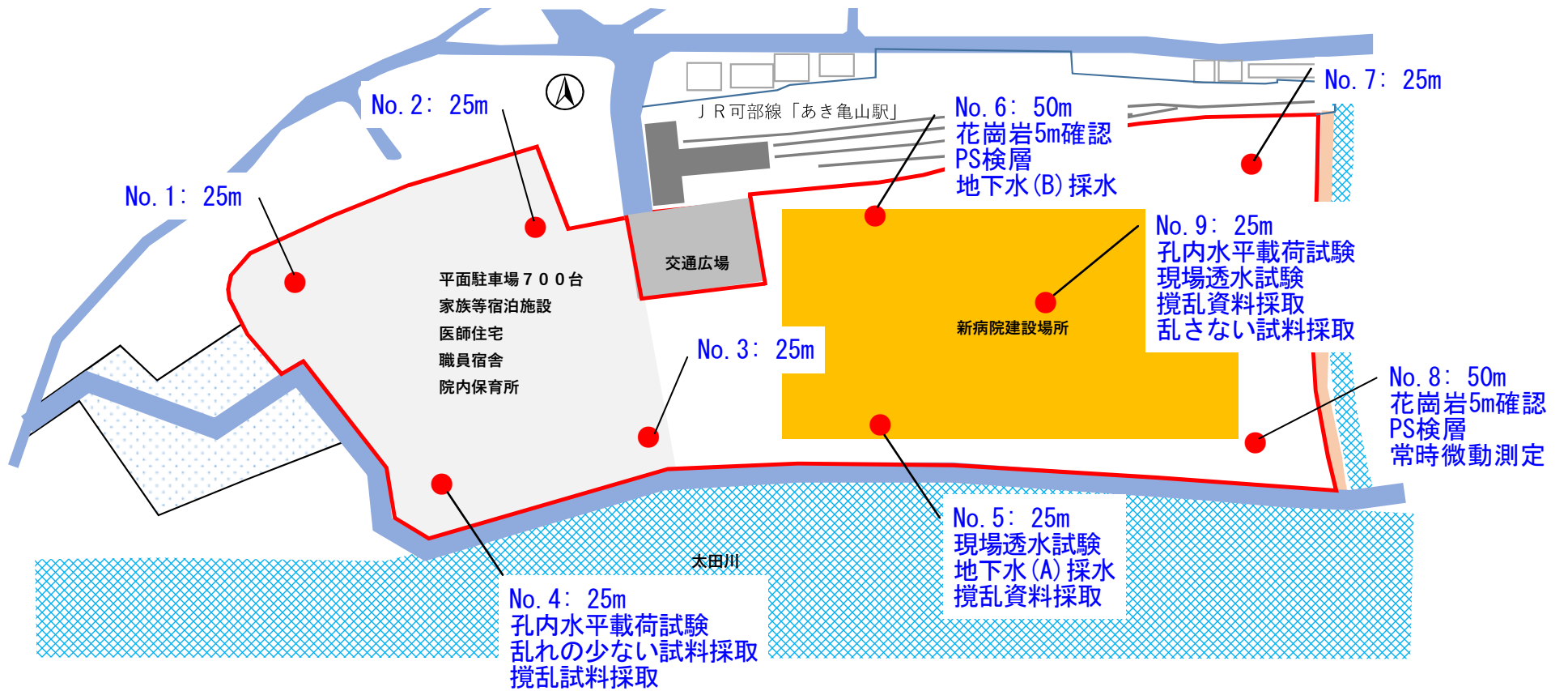
考察資料	提出資料種別	数 量
○	調査結果の地盤工学的考察	2
○	基礎計画の選択	2

別表 4

報告 3

提出資料	提出資料種別	数 量
○	地質標本（各地点ごとに）	1
○	調査報告書（別表 2～3）	2
○	作業状態記録	2
○	作業状態記録写真	2
○	調査報告書電子データ（PDF, DXF, JWW）	2

以上



別図1 調査位置図

調査数量表

別表1-01

掘削位置番号		No.1,2,3,7			No.4			No.5			No.5'(別孔)			No.6			No.8			No.9			周辺井戸・底質			合計			備考							
		φ116	φ86	φ66	φ116	φ86	φ66	φ116	φ86	φ66	φ116	φ86	φ66	φ116	φ86	φ66	φ116	φ86	φ66	φ116	φ86	φ66	φ116	φ86	φ66	φ116	φ86	φ66								
調査深さ (m)	粘土・シルト																									0	0	0								
	砂・砂質土、強風化岩			60		5	10		10	5		5			25			25		9	1	5				9	71	80								
	礫混り土砂(砂礫)			20			5		2	3					10			10			2	3				0	24	31								
	玉石混り土砂			20			5			5					10			10				5				0	20	35								
	軟岩														3	2		1	4							0	4	6								
	合計		0	0	100	0	5	20	0	12	13	0	5	0	0	48	2	0	46	4	9	3	13	0	0	0	9	119	152							
		100			25			25			5			50			50			25			0			280			25m×7(175m), 50m×2(100m), 5m×1							
原位置試験	標準貫入試験(回)	粘土・シルト																											0							
		砂・砂質土、強風化岩	60																										15	15	25	25	15	155		
		礫混り土砂(砂礫)	20																										5	5	10	10	5	55		
		玉石混り土砂	20																										5	5	10	10	5	55		
		軟岩																											5	5	5	5	10			
	合計	100																										25	25	50	50	25	275			
	孔内水平載荷試験(点)	箇所																											1		1		2			
		深さ																											3m		13m		2			
	現場透水試験(点)	箇所																											1	1	1	1	4	No.5(12m), No.5'(5m), No.6(48m)はVP-50水位観測孔仕上げ		
		深さ																											12m	5m	48m	12m				
サンプリング	シンウォール(試料)																											1		1		1				
	三重管サンプラー(試料)																													1		1				
PS・微動	PS検層(m)																													50	50	100	1mピッチ			
	常時微動測定(点)																													3		3	地表2点(1秒計, 5秒計), 地中1点			
室内試験	物理試験 (試料)	土粒子の密度																											19	19			19	57	1試料につき3個	
		含水比																											19	19			19	57	1試料につき3個	
		粒度(ふるい)																											19	19			19	57	1試料につき1個	
		粒度(沈降)																											9	9			9	27		
		簡易粒度																															5	5		
		液性・塑性限界																											1				1	1	1試料につき6個	
	力学試験 (試料)	湿潤密度																											1				1	2	1試料につき3個	
		一軸圧縮																											1				1	1	1試料につき2個	
		三軸圧縮CD																															1	1	1試料につき3個	
		標準圧密																											1				1	1	1試料につき1個	
	水質分析 (検体)	振動三軸動的変形																															1	1		
		地下水(35項目)																												2		2		2	6	2回(4月, 5月)
		排水(37項目)																													1			1	1	1回(4月)
	ダイオキシン類																												2	1	2		3	8	地下水2回×3箇所=6, 周辺1, 底質1	

測定方法及び報告下限値

測定項目	報告 下限値 (mg/L)	環境基準値 又は指針値 (mg/L)	測定方法
カドミウム	0.001	0.003	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年環境庁告示第59号（以下「告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.005	0.01	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.04	0.05	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.005	0.01	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	告示付表1に掲げる方法
PCB	0.0005	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	シス体にあつては規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1.5.2又は5.3に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.002	0.03	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	規格K0125の5.1.5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.0006	0.006	告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.0003	0.003	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.002	0.02	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.002	0.01	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法。亜硝酸性窒素あつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.1	0.8	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1C(注(6)第三文を除く。)に定める方法（混濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び告示付表6に掲げる方法
ほう素	0.02	1	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.005	0.05	告示付表7に掲げる方法
クロロタロニル	0.004	0.05	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号）（以下「通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	0.005	—	規格K102の59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法

注1：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K102の43.2.1、43.2.3により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて算出した硝酸性窒素の濃度と規格K43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて算出した亜硝酸性窒素の濃度とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値は、ともに0.01mg/Lとする。

注2：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と、規格K0125の5.1.5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

なお、シス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値、トランス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値は、ともに0.002mg/Lとする。